



利用者負担額(保育料)について

札幌市子ども未来局保育料係

令和5年10月

目次

1 保育料の決定方法について	2
(1) 3歳児～5歳児クラス【1号・2号認定】.....	2
(2) 0歳児～2歳児クラス【2号・3号認定】.....	2
2 保育料の変更時期について	3
(1) 4月.....	3
(2) 9月.....	4
(3) その他.....	4
3 月途中入退所による日割り計算について	5
(1) 転園以外.....	5
ア 計算式.....	5
イ その月の入所日数(※1).....	5
(ア) 開所日数.....	5
(イ) 開所日数が25日を超える場合.....	5
ウ 25日(※2).....	6
(2) 転園.....	6
(3) 注意.....	6
4 保育料の徴収について	7
(1) 認可保育所.....	7
ア 口座振替.....	7
イ 納入通知書.....	7
(2) 認定こども園(保育所部分)、地域型保育事業所.....	8
ア 各園児の保育料.....	8
イ 保護者への通知(利用者負担額決定通知書).....	8
ウ 注意:認可保育所から認定こども園へ移行される場合.....	8
5 保育料の減免	9
6 お問い合わせ先	9

1 保育料の決定方法について

令和元年 10 月に国の施策により幼児教育・保育の無償化が始まり、3 歳児から 5 歳児クラスは、世帯の所得を問わず保育料が無料となりました。

一方、0 歳児から 2 歳児クラスは、市民税非課税世帯は保育料が無料ですが、非課税世帯以外は階層、時間区分（保育必要量）、多子軽減（世帯の児童数による軽減）によって保育料が決定します。

保育料の決定方法については、さっぽろ子育て情報サイトにて詳しく解説しておりますので、詳細はサイトにてご確認ください。

(1) 3 歳児～5 歳児クラス【1 号・2 号認定】

- 保育料無料（所得要件無）
- 1 号認定の場合は満 3 歳から保育料無料

(2) 0 歳児～2 歳児クラス【2 号・3 号認定】

- 市民税非課税世帯は保育料無料
- 課税世帯は、階層、時間区分（保育必要量）、多子軽減（世帯の児童数による軽減）により決定

さっぽろ子育て情報サイト

<https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/azukeru/hoiku/ninka/941/941.html>

幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）について

この資料は、0歳児～2歳児クラス【2号・3号認定】の保育料についての説明となります。

幼稚園及び認定こども園(幼稚園部分)の方々にとっては関係のない話となりますが、「2 保育料の変更時期について」にある保育料の変更時期は、副食費免除の変更時期と同様の考え方となりますので参考にご覧いただければと思います。

ご注意ください！ 認定こども園移行後の保育料徴収について

「4 保育料の徴収について」にも記載しておりますが、認定こども園は施設が保育料を徴収することになります。毎年、認定こども園に移行した施設から、「保育料を自分たちで徴収しなければいけないと思っていなかった。」といったご相談がありますので、ご注意ください。

2 保育料の変更時期について

保育料は毎年4月と9月に切り替わります。

(1) 4月

兄または姉の卒園・就学に伴い、園児の保育料が変わることがあります。また、2歳児クラスだった児童は、進級して3歳児クラスになるため保育料が無料となります。

各施設には、3月下旬頃に4月以降の保育料が分かる「利用者負担額決定一覧」を保育料係から電子メールにてお送りします。

(2) 9月

算定根拠となる市民税所得割額が更新されるため、保育料が変わることがあります。

各施設には、8月下旬頃に9月以降の保育料が分かる「利用者負担額決定一覧」を保育料係から電子メールにてお送りします。

(3) その他

修正申告に伴う税額の変更や離婚・再婚などの世帯構成の変更があった場合は、年度の途中でも保育料が変更となります。この変更があった場合は、児童が居住する区の健康・子ども課から随時お知らせいたします。

利用者負担額決定一覧や区からのお知らせの確認について

後述しておりますが、認定こども園や地域型保育事業所は施設が保護者から保育料を徴収するため、上記(1)～(3)の時期に保育料係や所管区からの保育料のお知らせを確認しておかなければ、誤った保育料を保護者に請求してしまうことになりかねません。

そのため、必ず正しい保育料をご確認のうえ、保護者へ請求していただくようお願いいたします。

3 月途中入退所による日割り計算について

月の途中に入退所した場合、保育料は日割りとなります。日割りした保育料は、各区の健康・子ども課から保護者・施設に通知しますが、お急ぎの場合は以下の要領で施設にて計算をお願いします。

※「利用者負担額（保育料）の日割り計算シート」（Excel）をご用意しておりますので、お使いください。

(1) 転園以外

ア 計算式

$$\text{保育料月額} \times \frac{\text{その月の入所日数} \text{ ※1}}{25 \text{ 日} \text{ ※2}} \quad (\text{10 円未満端数切捨て})$$

イ その月の入所日数（※1）

- 途中入所の場合……その月の途中入所日からの開所日数
- 途中退所の場合……その月の途中退所日までの開所日数

(ア) 開所日数

日曜日、祝日法に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除いた日数。
ただし、常態的に土曜日は閉所している施設は、土曜日も含めた日数となります。

(イ) 開所日数が25日を超える場合

開所日数が25日を超えた場合は、25日として計算します。つまり計算結果が保育料月額を超えることはありません。

ウ 25日（※2）

分母の25は固定の数字です。開所日数が25日に満たない月であっても、分母は25となります。

（例）途中退所の場合

条 件

月額保育料	39,600円
退所日	R5.10.18
開所日数	25日
退所日までの開所日数	14日

計 算 式

$$39,600 \text{円} \times \frac{14 \text{日}}{25 \text{日}} = 22,170 \text{円}$$

(22,176円を10円未満切り捨て)

（2）転園

- 転園元の保育料 ……途中退所の場合と同じく計算（10円未満端数切捨て）
- 転園先の保育料 ……【保育料月額】－【転園元の日割計算した保育料額】

※ 特定負担金（上乗せ徴収）や実費徴収は、その内容等に応じて各施設で判断してください。

（3）注意

保育標準時間から保育短時間又は保育短時間から保育標準時間に変更となった場合、保育料は保護者から変更申請のあった翌月から変更となります。

4 保育料の徴収について

施設類型によって、札幌市徴収、施設徴収に分かれます。

札幌市徴収	施設徴収
◆ 認可保育所	◆ 認定こども園（保育所部分） ◆ 地域型保育事業所

ただし、保育料以外の時間外保育料、教材費などの実費につきましては、いずれの施設も保護者から直接徴収することになりますのでご注意ください。

(1) 認可保育所

札幌市が保護者から保育料を徴収します。

ア 口座振替

札幌市では口座振替を推奨しております。振替開始手続きに必要な「口座振替依頼書」は、各区健康・子ども課または子ども未来局保育料係にて配付しています。

イ 納入通知書

毎月 20 日頃に保護者宛てに郵送します。金融機関窓口でのお支払いとなり、コンビニ払いには対応していません。

(2) 認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業所

札幌市子ども・子育て支援法施行条例の規定により、札幌市が決定した保育料を施設が保護者から徴収します。

ア 各園児の保育料

先述していますが、次のとおりお知らせします。いずれについても必ず内容をご確認いただき変更後の保育料を保護者に請求してください。

お知らせ時期	お知らせの対象	発信元	方法
3月下旬	4月以降の保育料	保育推進課保育料係	電子メール
8月下旬	9月以降の保育料		
随時	(変更内容による)	児童が居住する区の健康・子ども課	郵送

イ 保護者への通知（利用者負担額決定通知書）

3月と8月については、利用者負担額決定一覧の送信後、札幌市から保護者宛てに「利用者負担額決定通知書」を郵送します。保護者はこの通知をもって、施設に納付すべき保育料を把握することになります。

ウ 注意：認可保育所から認定こども園へ移行される場合

認可保育所から認定こども園へ移行するタイミングで保育料の徴収が札幌市徴収から施設徴収へ変わります。来年度4月から認定こども園に移行される施設は、4月分の保育料から施設徴収となりますので、移行後の支払い方法、手続き等について、お早めに保護者へ説明するようお願いいたします。

5 保育料の減免

保護者が会社都合等による失業、疾病、災害等やむを得ない特別な事情により、著しく収入が減少、または支出が増加した場合、保育料の減免制度に該当する可能性があります。保護者から保育料の支払いが難しいと相談があった際は、児童の居住区の健康・子ども課へ相談するよう案内してください。

なお、個々の生活状況を伺ったうえで減免に該当するかを審査します。審査の結果、減免の対象外となることもありますのでご注意ください。

6 お問い合わせ先

保育料の決定は、児童の居住する区の健康・子ども課で行っています。個々の児童の保育料に係るお問い合わせは下記までお願いします。

中央区 011-205-3354

豊平区 011-822-2473

北 区 011-757-2563

清田区 011-889-2051

東 区 011-711-3214

南 区 011-522-5780

白石区 011-861-0336

西 区 011-621-4242

厚別区 011-895-2499

手稲区 011-688-8597

開庁時間 8:45~17:15